

わが国の厳罰化の現状と課題

State of Affairs and Challenges concerning
the tendency to "Severe Punishment" in Japan

犬山 絵美

桐蔭横浜大学大学院法学研究科博士後期課程

(2007年9月15日 受理)

- 1.はじめに
- 2.刑法改正にみるわが国の厳罰化
- 3.世論にみるわが国の厳罰化
- 4.諸外国にみるわが国の厳罰化
- 5.むすびにかえて

1.はじめに

近年、わが国は長い間「世界一治安の良い国」と言われてきた治安の感覚がなくなり、「安全神話の崩壊」が、呼ばれている。また、「治安悪化」を理由に、防犯対策の強化と称し、警察による指導のもと、商店街や駅など街のあらゆる場所に次々と監視カメラが設置されている⁽¹⁾。

それと呼応するように、長年の懸案事項となっていた主たる刑事立法作業が次々と完了していった。

戦後、刑事法改正に関して最も激しく議論がなされたのは、1974年の改正刑法草案をめぐるものであった。しかし、改正刑法草案に対しては、過激な犯罪化、厳罰化、時代錯誤の刑事政策であるとの強い批判が出され、1980年代半ばに事実上廃案に追い込まれ、立法化には至らなかった。論争の重点は、犯

罪論プロパーというよりは、どちらかといえれば刑事政策に置かれていたが、その後、「犯罪化」や「重罰化」にはネガティブなイメージが定着し、刑事法改正それ自体を敵視するかのような時代が続いた⁽²⁾。

それがなぜ、近年、刑事立法が活性化したのであろうか。その状況と原因を明らかにした上で、わが国の厳罰化を、諸外国との比較を含め検討していきたい。

2.刑法改正にみるわが国の厳罰化

まず、近年とみに言われている、厳罰化とは、単純に罰を重く厳しくすることであるが、その厳罰化とは、どのようなものであろうか。

2004年12月に可決・成立し、翌年1月1日から施行された、刑法一部改正と2007年5月に可決・成立、同年6月施行された、刑法の一部改正についてみていく。

この改正についての理由は、「凶悪犯罪を中心とする重大犯罪に関する最近の情勢に鑑み、これらの犯罪に適宜に対処するため、有期刑の上限ならびにこれらの犯罪に係る法定刑等及び公訴時効の期間を改める必要があ

る」ということである。

- 2004年の改正の要点は、次の5点である。
- I. 有期自由刑の上限引き上げ⁽³⁾。
 - II. 集団的暴行罪などの新設（刑法178条の2）。
 - III. 殺人などの死刑にあたる罪の公訴時効期間の延長⁽⁴⁾。
 - IV. 重大犯罪についての法定刑引き上げ⁽⁵⁾。
 - V. 強盗致傷罪の下限引き下げ⁽⁶⁾。

2007年の改正は、2001年に可決・成立し、刑法に導入された危険運転致死傷罪から、自動車運転過失致死傷罪の新設に伴いさらに改正され、「四輪以上の自動車」の「四輪以上」の文言が削除された。

以上のように見ていくと、いずれも量刑上の裁量の幅を拡大したことができるであろう。また、強盗致傷罪の下限が引き下げられたものの、法定刑の引き上げ、新しい刑罰の新設等、近年、実際に警察が、被害者の保護、生活安全の推進を掲げ、告訴・告発の受理体制を強化しつつあり、これと呼応するように、犯罪の認知件数も増加していたことを鑑みると、警察活動の強化・認知、検挙体制の強化、警察等刑事司法システムによる執行の厳罰化の体制が整いつつあるといえる。

ただし、この体制により、トータル的に量刑にどのような変化があるかを見た上で、実際に厳罰化に向かっているかどうかがいえるのではないだろうか。

この変化については、2つの見解がある。第1の見解は、量刑スケールと称されるもので、第2の見解は、法定刑を大枠と捉えるものである。前者は、量刑を判断する際、法定刑の幅はスケールとして用いられ、各犯罪類型の中で最も重いと想定される事案を法定刑の上限とし、最も軽いと想定される事案を下限とし、その中間の事案については、両者と対比して、法定刑のスケールのどこに位置づけられるのかによって量刑されることになるというものである。後者は、法定刑は大枠という性格しか有さず、量刑判断については裁判官の裁量の幅が大きいとするものである

⁽⁷⁾。今後の量刑が、前者になれば、法定刑の上限が引き上げられれば、それにともなって量刑のスケールのメモリも全体的に上に移動することとなるから、この改正によりこれまでの量刑相場も全体的に上方へ動くことになる。そうなれば、この改正、現在の刑事司法の動向は当然厳罰化に向かっているといえる。しかし、後者になれば、法定刑の上限が引き上げられても、それに伴って量刑が全体的に上方にあがるとは考えられない。そうなると、犯情がとても重い事案については、上限の刑を量定せざるをえず、今までより厳格に処されることが予想されるが、それ以外の事案については、厳罰化とはいえないのではないか。

だが、いずれにしても、多かれ少なかれ厳罰化の傾向は見られる。そもそも、この改正はいわゆる「突つき現象⁽⁸⁾」に対処するためのものであるから、非常に悪質な事案については、「蓋が取れた」ように刑の上限付近の量刑が言い渡されることはあるが、全体的な量刑相場を引き上げることにはならない。

しかし、前述したように、数年前から、警察は、被害者の保護、生活安全の推進を掲げ、告訴・告発の受理体制を強化し、起訴率および公判請求率を上昇させてきた。刑事司法実務家の中で最も刑罰の厳格な執行が犯罪を抑止すると考える傾向にある検察・上級職警察は、不起訴よりは起訴を、略式請求による罰金よりは、公判請求による禁固以上の刑を求める傾向を強めている。そして、実際の裁判を行う裁判所は、検察官の求刑を受けて行われるもので、検察官が従来にも増して「被害者の生の声」を法廷にあらわそうと努力し、犯罪に対して厳格な態度で臨み始めていると考えられることから、警察、検察等の刑事司法システムが犯罪および犯罪者に対して厳しい姿勢で臨もうとその姿勢を強化したと考えられる。そのように見ていくと、前者の傾向が強いようにも見える。

しかしながら、長期的にみれば、この改正により、量刑相場がどのように変化し、どの

ような量刑判断がなされるか予測できるが、社会的要請を背景として量刑実務がどの程度これを支持し同レベルの量刑相場を形成していくかに関心がもたれる。

3. 世論にみるわが国の厳罰化

戦後の刑法改正作業での法定刑引き上げについては、前述した1974年の改正刑法草案で本格的に検討されたが、事実上廃案に追い込まれた。その後、わが国では量刑の寛大さが容認される一方で、犯罪状況が比較的安定していることを背景として強い批判が起らなかったこと、改正刑法草案への厳罰化批判が一般的に支持され、重罰化への懸念が浸透していたことを理由に、法定刑に関する議論はあまり活発になされてこなかった⁽⁹⁾。

それがなぜ、近年、刑事立法が活性化したのであろうか。

法定刑引き上げ議論に転機が訪れたのは、1990年代半ば以降、特に地下鉄サリンをはじめとするオウム関連事件や神戸須磨児童殺傷事件が社会的に大きな注目を集め、刑事立法への関心がにわかに高まったころからである。こうした状況を背景に、長年の懸案事項となっていた主たる刑事立法作業が次々と完了した。この転機に、検察が社会や世論の期待に応える為、厳罰化による治安回復を目的としていることが窺える。

また、刑事立法の活性化の背景として、近年、政党のマニフェストに犯罪対策が盛り込まれたり、党内に犯罪対策関連の委員会を立ち上げ、国会議員が刑事立法に関与する傾向が強まっており、法改正へのプレッシャーになっていたともいえる。

例えば、犯罪が本当に増加し、厳罰化が犯罪抑止に本当に効果があるのであれば、犯罪不安の高まりや、厳罰化の要請自体は自然なことなのかもしれない。あるいは、世論が適切な情報提供を受けて、適正な判断をした結果、厳罰化というのであれば、それは適切な

防衛として捕らえることができるかもしれない。

しかし、そもそも「犯罪状況の凶悪化」や、「治安の悪化」のテーゼは犯罪学の領域では現在でも支持されていない。しかも現在一般に流布している「体感治安」という表現は、「体感温度」という言葉と同様に、現実との乖離を示しているという含意があることにも留意しなければならない⁽¹⁰⁾。それにもかかわらず、内閣府政府による「犯罪と処罰に関する世論調査」によれば、日本の治安が過去10年間で「悪くなった」と答えた人は84.3%に上る⁽¹¹⁾。

この犯罪学の領域で支持されていない犯罪状況の凶悪化や、治安の悪化が世論では支持されているのである。

そして、実際に世論による社会安全の要求は、刑事政策上無視できない状況に立ち至っている。また、刑事司法機関による犯罪鎮圧への要求が高まったこともあげられるであろう。かつて犯罪状況が比較的安定していると考えられた時代には刑事司法機関への不満は格別生じなかったが、近年では世論の安全要求の高まりに伴い、特に警察の捜査や裁判所の量刑のあり方に厳しい批判が出されるようになった。そして、被害者感情へのクローズアップもされるようになり、被害者の悲惨な実態がいっそう明確に認識され、1990年代後半以降、特に交通犯罪や性犯罪の被害の重大さが、事件報道や被害者運動を通じ一般に知られるところとなったのである。また、最近では、触法精神障害者や、触法少年による殺人事件の被害者の問題もクローズアップされるに及んでいる。

そうなると、問題はこうした世論や状況は何を元に形成されているのかということである。

近年、マスメディア等にもことあるごとに犯罪の増加及び凶悪化の文字が躍り、不安を煽っていると言える。最近のマスメディアによる犯罪報道が、犯罪が急激に増加することによって、警察等の刑事司法システムが十分

にこうした状況に対応できなくなっているという印象を人々に与え、わが国の国民の犯罪不安を募らせている要因の一つになっているように考えられる。そのマスメディアの報道が国民に犯罪不安を与える影響は大きいと言える。実際には犯罪の認知数は増えているものの、それが、そのまま治安の悪化とは単純には考えられない。たとえば、もし、犯罪が増加していくなくても、人々が増加したと思い、警察の活動を強化したなら、より多くの犯罪者を検挙することが可能になってくるのである。そしてさらに、警察などの司法システムが検挙者をより厳罰に処せば、現在多くの課題を残している刑務所人口も増加することになる。要するに、犯罪の認知件数を根拠とする犯罪増加は、警察活動の強化・認知、検挙体制の強化によりもたらされ、警察等刑事司法システムによる執行の厳罰化によってもたらされるのは、必然的に刑務所の過剰収容状況であり、しいては受刑者の居住環境の悪化や待遇を受ける機会の減少と共に、職員の労働条件の悪化及び管理運営上の諸困難を生み出す悪循環を生んでいるといえる。

このように、現実の犯罪発生に関係なく、人々の間で犯罪が増加し治安が悪化しているという言説が既成の事実として信じられ、犯罪不安が急速に高まっていくような、いわゆるモラルパニックは、特定のターゲット（たとえば、少年や外国人）を狙って、「彼らは道徳や常識から逸脱し、社会全般の脅威となっている」という誤解や偏見、誇張された認識が広がることによって社会不安が起り、これら「危険な」人々を排除し社会や道徳を守ろうとして発生する集団行動をマスメディアによってそれが助長されていく。そのモラルパニックによって、厳罰化が行われているといえるのではないか。その結果、刑法改正、道路交通法の事実上の厳罰化など数々の立法が行われているといえるのではないか。そして、前述したように、もともとは凶悪犯罪をターゲットにして法律が作られたとしても、それが運用され始めるとネットが拡大さ

れて、しいては高齢者や身障者の受刑者の増大をもたらし、結果、刑務所の過剰収容、福祉施設化を招いている⁽¹²⁾。

このような厳罰化は、刑罰目的としては「隔離＝無害化」だけが達成されるだけである。また、警察が、活動の強化の根拠としている「被害者の保護」の具体化は今後に残されており、関係者に課題を突きつけている。

4. 諸外国にみるわが国の厳罰化

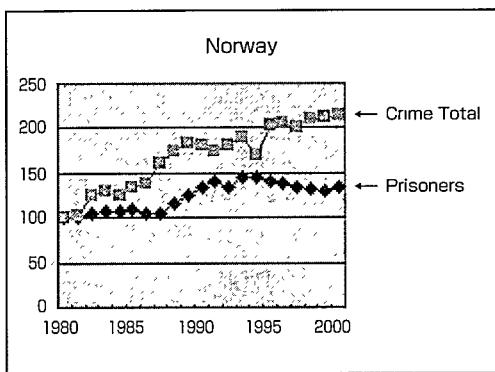
ここまで見てきたように、「より厳しい刑罰はより強い犯罪抑止効果を有する」という信念が、多くの世論であり、この信念に適合するからこそ、厳罰化に抑制効果があるという見方は広く受け入れられやすいかもしれない。そして、犯罪増加、凶悪化を人々が信じれば信じるほど、この厳罰化への要請はより強くなっていくであろう。しかし、それは、少なくとも厳罰化に何らかの犯罪抑止効果があればこそ意味があることであり、ただ、少なくとも刑務所に拘禁している間は社会の安全が保たれているという、「隔離＝無害化」だけが達成されるだけで、犯罪者が刑務所に送り込まれていくのであれば、根本的な解決にはならない⁽¹³⁾。

そもそも、厳罰化には犯罪抑止効果があるのであろうか。

2006年8月に行われたヨーロッパ犯罪学会での資料を参照に、犯罪認知件数と刑務所人口の推移についてみていく。

以下のグラフは、1980年から2000年の間の犯罪認知件数と刑務所人口について、それぞれの1980年の数値を100としての推移を表したものである。そして、それはノルウェー、UK型とオーストリア、フィンランド型に大別することができる。

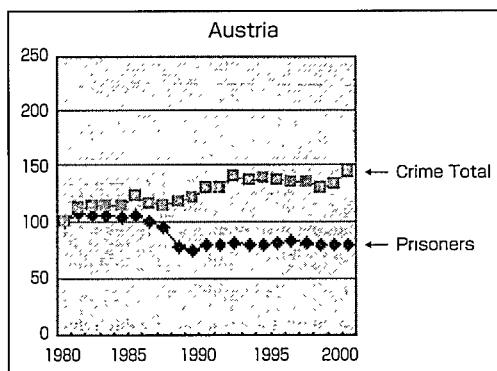
図1



参照：Tapio Lappi-Seppaelae “National Research Institute of Legal Policy–Finland” paper presented at 6th ANNUAL CONFERENCE OF THE EUROPEAMN SOCIETY OF CRIMINOLOGY TÜBINGEN. GERMANY, AUGUST 26-29, 2006.

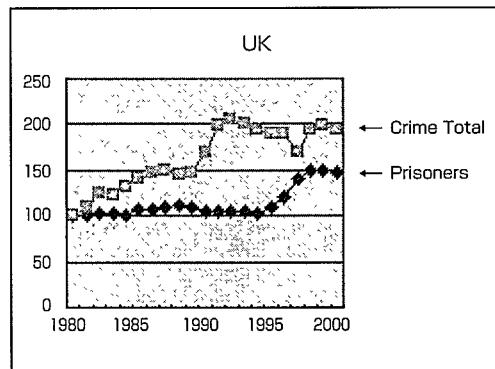
ノルウェーとUKは、犯罪数の増加に応じて刑務所人口が増えている

図3



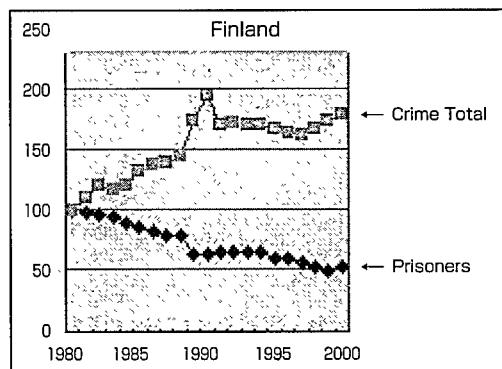
参照：Tapio Lappi-Seppaelae “National Research Institute of Legal Policy–Finland” paper presented at 6th ANNUAL CONFERENCE OF THE EUROPEAMN SOCIETY OF CRIMINOLOGY TÜBINGEN. GERMANY, AUGUST 26-29, 2006.

図2



参照：Tapio Lappi-Seppaelae “National Research Institute of Legal Policy–Finland” paper presented at 6th ANNUAL CONFERENCE OF THE EUROPEAMN SOCIETY OF CRIMINOLOGY TÜBINGEN. GERMANY, AUGUST 26-29, 2006.

図4

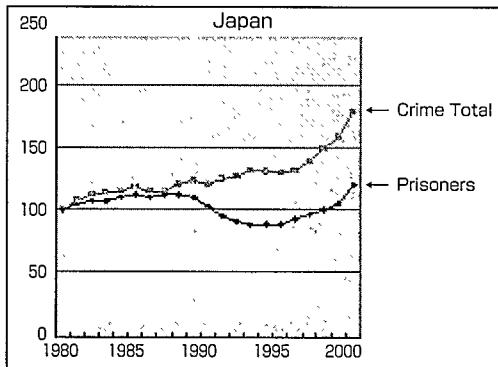


参照：Tapio Lappi-Seppaelae “National Research Institute of Legal Policy–Finland” paper presented at 6th ANNUAL CONFERENCE OF THE EUROPEAMN SOCIETY OF CRIMINOLOGY TÜBINGEN. GERMANY, AUGUST 26-29, 2006.

逆にオーストリア、フィンランドは、犯罪が増えているのにもかかわらず、刑務所人口は減っている。

わが国はどうであろうか。図5で、ここでみた4カ国と同じ1980年から2000年の犯罪認知件数と刑務所人口をグラフにしてみた。すると、1980年代は犯罪認知件数と刑務所

図5



人口が呼応している、ノルウェー、UK型ということができるであろう。そして、1990年代に入り半ばあたりまでは、犯罪認知件数が増えているにもかかわらず、刑務所人口が減っているオーストリア、フィンランド型ということができる。しかし、1990年代半ば以降、認知件数増加と共に、刑務所人口も急激に増加している。いうならば、オーストリア、フィンランド型から、ノルウェー、UK型へ変化しているといえる。それはどういうことを意味しているのであろうか。

グローバルにみて厳罰化が進んでいる国と進んでいない国を比較すると、厳罰化に向かわない国は国家予算に占める福祉の割合が高いことが特徴として挙げられる。また、政府や人に対する信頼感が比較的高い国、或いは経済格差が少ない国、弱者に優しい国ほど刑務所人口も少ないし厳罰化に向かわないという⁽¹⁴⁾。

その点から見ていくと、わが国はどうであろうか。

厳罰化を推し進めている警察は、近年、1万人以上の増員を行っている。また、厳罰化の後始末をしている刑務所では、過剰収容状態となつたため、法務省では、莫大な予算を獲得して、新しい刑務所を建設する予定である。一方で、生活保護の受給者を絞っているなど、福祉予算は減ってきてているといえる。また、政府や人に対する信頼感は低く、経済格差が広がってきている⁽¹⁵⁾。まさに、厳罰

化に向かう要素がそろっているといえる。

ここまでみてきたことを考えると、刑務所人口というものは、必ずしも犯罪を防止するために必要な機能として増減しているわけではなく、国民の間の、犯罪不安が厳罰化に向かうことによって増加するという考え方からも、犯罪発生率のパロメータではなく、刑事司法の厳格度のパロメータと考えるべきものであると言える。要するに、犯罪が増加したから、刑務所人口が増えたのではなく、厳罰化の結果刑務所人口が増えたとさえいえる⁽¹⁶⁾。

そうなると、このような厳罰化が、果たして必要なのであろうか。私たちは、今、行過ぎた厳罰化に歯止めをかける努力をすべきではないだろうか。

5. むすびにかえて

私たちは、「厳罰化で犯罪は本当に減るのか」ということを考える必要がある。厳罰化により、多くの犯罪者を生み出し、大量の犯罪者を刑務所に収容するのが本当にいい方法なのだろうか。経済不況の厳しい財政下において治安維持費を増額する為には、福祉・教育予算が犠牲になることが少なくないとも言われている。福祉・教育の充実は、最大の犯罪予防策であるのならば、警察や刑務所等に膨大な予算を割くという、こうした社会的機能の弱体化は、長期的なスパンで考えると犯罪増加を招きかねないといえる。そして、多くの研究結論が、一致して、厳罰化に抑止効果があることを否定している⁽¹⁷⁾事実に注目すべきである。

社会に何を求める厳罰化という道を歩んできたのか、その原点へ立ち戻る必要がある。生活保護を受けられないホームレスが食べるのに困って無錢飲食すれば、刑務所に収容されて、そこで衣食住が保障される⁽¹⁸⁾。このような福祉施策の貧困により、多くの人を刑務所に送り込むことがねらいではないはずである。取り戻したいのは「世界一治安の良い国」という時代感覚、あるいは「安全神話の再建」

といえるかもしれない。

そのためには、厳罰化の根本的な見直しが必要であり、不必要的犯罪不安を解消し、犯罪対策を福祉政策へと転換することが必要となってくるであろう。

- (1) イギリス内務省の行った調査では、監視カメラについて駐車場を除いてその他の場所では効果が出ない。その一方では、街灯は犯罪防止に効果がある。これが最も科学的に厳密に調査を行い、それを分析して出てきた結論である。警察官を増やせば、間違いないく検挙人員は増えるので、犯罪は増えたと認識される。
- (2) 濑川晃「刑事政策の視点から見た刑法の現在と課題」刑事法ジャーナル No.1 (2005年) 18 頁。
- (3) 単独の場合、従来の 15 年から 20 年とされた（刑法 12 条 1 項）。併合罪の場合には、20 年から 30 年に、死刑・無期懲役から減刑した場合の有期刑の上限を 15 年から 30 年へと改めた（刑法 14 条）。
- (4) 死刑にあたる罪が 15 年から 25 年に（刑事訴訟法 250 条 1 号）、無期懲役・禁錮にあたる罪が 10 年から 15 年（同 2 号）、新設された長期 15 年以上の懲役・禁錮に当たる罪の公訴時効期間の上限は 10 年とされた（同 3 号）。
- (5) 犯人罪は 3 年以上 15 年以下の有期刑から 3 年以上 20 年以下の有期刑に（刑法 199 条）、強姦罪の有期刑は、2 年以上 15 年以下から、3 年以上 20 年以下とされた（刑法 177 条）。
- (6) 有期刑の下限が 7 年から 6 年とされた（刑法 240 条前段）。
- (7) 杉田宗久「平成 16 年刑法改正と量刑の実務の今後の動向について」判例タイムズ、1173 号（2005 年）5 頁。
- (8) 杉田、前掲、6 頁。「突つき現象」とは、量刑相場自体は上限付近で形成されているわけではないが、犯情が非常に重いため上限の刑を量定せざるを得ない事案が現れている場合を指す。
- (9) 濑川晃、前掲、22 頁。
- (10) 濑川晃、前掲、19 頁。
- (11) 内閣総理大臣官房広報室『犯罪と処罰に関する世論調査』（2006 年）
(<http://www8.cao.go.jp/survey/h18/h18-chian/index.html>)。
- (12) 浜井浩一・山本謙司「福祉施設化する刑務所」論座 140 号（2007 年）61 - 72 頁。

(13) 土井政和は「矯正の現状と課題」の中で、「厳罰化になった結果、生活に困った男が、コンビニでおむすびを盗み、裁判にかけられた。初犯ということで、懲役 1 年執行猶予 3 年を言い渡された。そして釈放されたが、すぐに生活に困って、再度、食べ物を盗んだ。今度は再犯ということで、懲役 1 年半が言い渡された。そして、前回の判決の執行猶予が取り消されたので、刑務所に 2 年半の刑期で入所してきたというような、ケーキ一個やタバコ一箱の軽微な窃盗が再犯を理由に起訴され、実刑に処されたという事例が多く出てきていることを知つておかなければならない。」と述べている（45・3・124）500 頁。

- (14) Tapio Lappi-Seppaelae "National Research Institute of Legal Policy ? Finland" paper presented at 6th ANNUAL CONFERENCE OF THE EUROPEAN SOCIETY OF CRIMINOLOGY TÜBINGEN, GERMANY, AUGUST 26-29, 2006.
- (15) 社会安全研究 (<http://www.syaanken.or.jp>)
- (16) Greenberg と West は、刑務所人口は、人々の間の犯罪不安が厳罰化に向かうことによって増加すると考察している。福祉の充実度と刑務所人口の間の関係については、福祉的な資源が少ないことが、刑事司法システムの採るべき措置を限定させていると見るよりは、福祉の充実した州においては、社会的な弱者を刑務所に収容することを潔しとしない風土が全体的な政策に影響を与えた結果、刑務所人口が抑えられているのではないかと説明している。Greenberg, D.F., and V.West. State Prison Population and their Growth, 1971-1991, Criminology, Vol.39 No.3, 2001, pp615-653.
- (17) 葛野尋之「アメリカ少年法の厳罰化に抑制効果はあるは誤り」では、その研究例として、Singer & McDowall, Criminalizing Delinquency: The Deterrent Effects of the New York Juvenile Offender Law, 22 Law and Society Review 521(1988) をその代表にあげている。
- (18) 横山実「厳罰化に歯止めが必要である」（2004 年）。